

中国「水污染防治行動計画」
 国務院 2015 年 4 月 2 日

	期限	内容
活動目標	2020 年	全国の水質の段階的改善。汚染の深刻な水的大幅減、飲用水の安全レベルの継続向上、地下水超過汲み上げの厳格な規制、地下水汚染悪化の初歩的抑制、近海環境の向上、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ等地域の生態環境のある程度の好転
	2030 年	全国の水質の全体的改善と水生生態系機能の初歩的回復の実現
	21 世紀中葉	生態環境の質の全面的改善、生態系の好循環の実現
主要指標	2020 年	<ul style="list-style-type: none"> ・長江・黄河・珠江・松花江・淮河・海河・遼河の 7 大重点流域の優良（Ⅲ類以上）割合＝全体の 70%以上。 ・地級以上都市の集中式飲用水水源の水質の優良（Ⅲ類以上）割合＝全体で 93%以上。 ・全国の地下水の劣悪な割合＝15%前後に抑制 ・近海水質の優良（Ⅰ、Ⅱ類）割合＝70% ・北京・天津・河北地域の使用機能喪失（劣Ⅴ類）の水質断面の割合＝15 ポイント低減、長江デルタ・珠江デルタではゼロに
	2030 年	<ul style="list-style-type: none"> ・全国 7 大重点流域の水質優良割合＝全体で 75%以上 ・都市部の黒臭水（嫌気発酵して臭気のある水）をなくす ・都市集中式飲用水水源水質のⅢ類以上の割合＝全体で 95%前後

※実施は全て地方各級政府

1 汚染物質排出を全面的に抑制

			主管官庁	参与
(1) 工業汚染	① 「十小」 企業	設備のレベルが低く、環境保護対策の後れた小型工業企業を全面的に洗い出す。2016	環境保護	工業信息化部、国土資

防止の厳格化	の取り締まり	年末までに水質汚染防止法律法規に基づき、国の産業政策に合致しない小型の製紙、皮革、捺染、コークス、硫黄、砒素、石油精製、鍍金、農薬等、水環境汚染が深刻な生産プロジェクトを取り締まる。	部	源部、能源局等
	②専門計画による十大重点産業の改造	製紙、コークス、窒素肥料、非鉄金属、捺染、農業副産物・食品加工、原料薬製造、皮革、農薬、鍍金等の業種について専門的な対策案を制定し、クリーン化改造を実施する。これら業種の新設、改造、拡張建設プロジェクトでは、主要汚染物質の排出の等量または減量置換を実施する。2017 年末までに、製紙業は紙パルプの無元素塩素漂白改造またはその他低汚染パルプ製造技術を、製鉄業のコークス炉は CDM 技術改造を、窒素肥料の尿素生産はプロセス凝縮水加水分解解析技術改造を、捺染業は低排水染色プロセス改造を、製薬（抗生物質、ビタミン）は緑色酵素法生産技術改造を、皮革業はクロム減量化と閉鎖循環利用技術改造を実施する。	環境保護部	工業信息化部等
	③工業集積区の水質汚染の集中処理	経済技術開発区、高技術産業開発区、輸出加工区等工業集積区の汚染対策を強化する。集積区内の工業排水は必ず前処理を経て集中処理しなければならない。そうして初めて汚水集中処理施設に入れることができる。工業集積区の新設、グレードアップは汚水、ごみ集中処理等の汚染対策施設を同時に計画・建設しなければならない。2017 年末までに、工業集積区は規定に従い汚水集中処理施設を建設し、かつ自動オンラインモニタリング・コントロール装置を設置するが、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ等の区域では1年繰り上げて達成しなければならない。期限が来ても完成していない場合は、その水質汚染物質排出を増加する建設プロジェクトを一律に審査・認可停止とし、関連規定に基づいてその園區としての資格を抹消する。	環境保護部	科技部、工業信息化部、商務部等
(2) 都市生活汚染対策の強化	①都市下水処理施設の建設・改造の加速	既存の都市下水処理施設は実情に応じて改造を行い、2020 年末までに、相応の排出基準または再生利用基準を達成する。敏感区域（重点湖沼、重点ダム、近海の河川流入域）の都市下水処理施設は 2017 年末までに全面的に一級 A 排出基準を達成する。市街地の水質が地表水Ⅳ類基準に達しない都市は、新設の都市下水処理施設が一級 A 排出基準を適用しなければならない。国の新型都市化計画に基づき、2020 年までに、全国すべての県庁所在地と重点鎮は下水処理能力を持ち、県庁所在地、都市の下水処理率はそれぞれ 85%、95%前後とする。北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ等の地域は1年繰り上げて達成しなければならない。	住宅・都市農村建設部	発展改革委、環境保護部等

	②管網建設の全面的強化	都市の中の未整備地域、旧市街地、都市農村の接続地帯の下水の堰き止め、収集を強化する。既存の合流式排水システムは雨水・汚水分流式への改造を加速し、改造が難しいものは、汚水の堰き止め、貯留、対策等の措置を採らなければならない。新設の下水処理施設とこれに接続する下水管網は設計・建設・稼働を同時に実施する。乾燥地域を除き、都市の新区建設は分流式を実施し、条件のある地区は初期汚水の収集、処理、資源化利用を推進する。2017年までに、直轄市、省都、政令指定都市の市街地の汚水は基本的に全収集、全処理を実現し、その他地級都市の市街地は2020年末までに基本的に実現する。	住宅都市 農村建設 部	発展改革委、環境保護 部等
	③汚泥処理処置の推進	下水処理施設で発生した汚泥は安定化、無害化、資源化処理処置を行い、処理処置が基準を達成しない汚泥の耕地への搬入を禁止する。違法な汚泥堆積場一律に取り締まる。既存の汚泥処理処置施設は2017年末までに基準達成のための改造を基本的に完成し、地级以上の都市の汚泥無害化処理処置率は2020年末までに90%以上を達成する。	住宅都市 農村建設 部	発展改革委、工業情報 化部、環境保護部、農 業部等
(3) 農業農村 汚染対策の推 進	①畜産養殖汚染の防止	科学的に畜産養殖禁止区を画定し、2017年末までに、法に基づき養殖禁止区内の畜産養殖場（小区）・畜産農家を法に基づいて閉鎖または移転させ、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ等の地域は1年繰り上げて達成する。既存の大規模畜産養殖場（小区）は汚染対策のニーズに基づき、排泄物汚水貯留、処理、利用施設を建設しなければならない。分散養殖が集中している地域は畜産排泄物汚水の各戸収集、集中処理利用を行う。2016年以降、大規模畜産養殖場の新設・改築・拡張（小区）には、雨水汚水分流、排泄物汚水資源化利用を実施しなければならない。	農業部	環境保護部
	②農業面源汚染の抑制	全国農業面源汚染総合対策案を制定・実施する。毒性・残留性の低い農薬使用の補助試験経験を普及し、農作物病虫害の緑色抑制と統一防止を展開する。土地に合わせた施肥の実施、精確な施肥技術と機具を普及する。高基準の農地建設、土地開発整理等の基準規範を整備し、環境保護の要求を明確にし、新設の高基準農地は関連する環境保護要求を達成しなければならない。敏感区域と大中型灌漑区は既存の水路、池、穴蔵等を利用し、水生植物群落、スクリーン、透水堰を配置し、生態水路、汚水浄化池、地表水流流入池等の施設を建設し、農地排水と地表水を浄化する。2020年までに、土地に合わせた施肥技術の普及率を90%以上とし、化学肥料利用率を40%以上に引き上げ、農作物病虫害の統一防止カバー率を40%以上に引き上げる。北京・天津・河北、長江デル	農業部	発展改革委、工業情報 化部、国土資源部、環 境保護部、水利部、質 検総局等

		タ、珠江デルタ等地域は1年繰上で達成する。		
	③播種業の構造と配置の調整	水不足地域においては地減水減少を試行する。地下水が汚染されやすい地区は肥料・農薬の必要量の少ない、環境効果の高い農作物を優先的に作付ける。地表水の過開発と地下水超過汲み上げ問題が深刻で、農業用水の比重の高い甘粛、新疆（新疆生産建設兵団を含む）、河北、山東、河南の5省区については、用水量の多い農作物の作付面積を適度に減らし、耐旱作物と経済林を改良する。2018年末までに3300万ムーの灌漑面積に対し総合対策を実施し、37億立方メートル以上の減水を減らす。	農業部、水利部	発展改革委、国土資源部
	④農村環境総合改造の加速	県級行政区域を単位として、農村汚水処理統一計画、統一建設、統一管理を実施し、条件のある地区は都市汚水処理施設とサービスの農村への延伸を積極的に推進する。「以獎促治」政策を深化し、農村クリーンプロジェクトを実施し、河道のヘドロ浚渫を展開し、農村環境広域整備を推進する。2020年までに、環境総合整備が完成した行政村を13万村新たに増やす。	環境保護部	住宅都市農村建設部、水利部、農業部
(4) 船舶港湾汚染抑制の強化	①船舶汚染対策を積極的に	使用年限を超えた船舶を法に基づいて強制廃棄する。船舶とその施設・設備に関連する環境保護基準を類別・レベル別に制定する。2018年から使用開始する沿海船舶と、2021年から使用開始する内陸河川船舶については新基準を施行する。その他の船舶は2020年末までに改造を完成し、改造しても基準を満たせないものは期限を決めて淘汰する。中国水域を航行する国際航路船舶は、バラスト水の交換を実施し、バラスト水滅菌処理システムを設置する。船舶廃棄行為を規範化し、浅瀬を浚渫して解体を禁止する。	交通運輸部	工業信息化部、環境保護部、農業部、質検総局等
	②港湾埠頭汚染防止能力の増強	全国の港湾、埠頭、積卸所の汚染対策案を編制・実施する。ごみの回収、中継、処理処置施設の建設を加速し、油を含む汚水、化学品船倉洗浄水当の回収処置能力と汚染事故対応能力を向上する。沿海と内陸河川に位置する港湾、埠頭、積卸所、船舶ドックは、それぞれ2017年末までと2020年末までに建設の要求を達成する。港湾、埠頭、積卸所の経営者は船舶とこれに関連する活動の水環境汚染防止と、事故対策計画を制定しなければならない。	交通運輸部	工業信息化部、住宅都市農村建設部、農業部

2 経済構造の転換とグレードアップの推進

(5) 産業構造の調整	①後れた生産能力の法に基づく淘汰	2015年より、各地方政府は、工業業種の後れた生産プロセス設備製品淘汰指導目録、産業構造調整指導目録および関連する産業汚染物質排出基準に基づき、水質改善要求と産業の発展状況に合わせて、年度ごとの後れた生産能力淘汰案を制定・実施し、工業信	工業信息化部	発展改革委、環境保護部等
-------------	------------------	--	--------	--------------

		息化部、環境保護部に届け出る。淘汰任務が未達成の地域は、関連する産業の新規建設プロジェクトの審査・認可を停止する。		
	②環境参入基準の厳格化	流域の水質目標と主体機能区計画の要求に基づき、地域の環境参入条件を明確にし、機能区を細分化し、差別化された環境参入政策を実施する。水資源、水環境負荷力のモニタリング評価システムを確立し、負荷力のモニタリング警報を実施し、すでに負荷力を超過している地域は水汚染物質削減策を実施し、発展計画と産業構造の調整を加速する。2020年までに、市・県域の水資源、水環境受け入れ能力の現状評価を完成する。	環境保護部	住宅都市農村建設部、水利部、海洋局
(6) 空間配置の最適化	①発展の配置、構造、規模の合理的な確定	空間的配置の最適化。発展の配置、構造、規模を合理的に確定する。水資源、水環境負荷力を十分に考慮し、水によって都市、耕地、居住、生産を定める。重大プロジェクトは原則として最適な開発区や重点開発区に配置し、都市農村計画と土地利用総合計画に合致しなければならない。節水高効率現代農業、水使用量の少ない高技術産業および生態保護型観光業の発展を奨励し、水不足地区、水汚染の深刻な地区と敏感区域における水使用量の多い、高汚染業種の発展を厳しく抑制し、重点建設プロジェクトの新設・改造・拡張は、主要汚染物質排出量の減量置換を実施する。7大重点流域の本流沿岸では、石油加工、化学原料・製品製造、製薬、化学繊維製造、非鉄金属精錬、繊維捺染等プロジェクトの環境リスクを厳格に抑制し、生産装置と危険化学品貯蔵等施設を合理的に配置する。	発展改革委、工業信息化部	国土資源部、環境保護部、住宅都市農村建設部、水利部
	②汚染企業の排除の推進	都市市街地の既存の製鉄、非鉄金属、製紙、捺染、原料薬製造、化学工業等汚染の深刻な企業は、移転・改造または法に基づき閉鎖する。	工業信息化部	環境保護部等
	③エコ空間の積極的保護	都市計画のブルーライン管理を厳格にし、都市計画区範囲内に一定の比率の水域面積を留保する。新規プロジェクトは一律に違法に水域を占有してはならない。水域の岸の用途規制を厳格にし、土地の開発利用は関連法律法規と技術基準に基づき、十分な水路、湖沼、海浜地帯の管理と保護範囲を留保し、違法に占有されたものは期限までに明け渡さなければならない。	国土資源部、住宅都市農村建設部	環境保護部、水利部、海洋局等
(7) 循環発展の推進	①工業の水循環利用の強化	鉱井水の総合利用を推進し、石炭鉱区の補充用水、周辺地区の生産と生態用水は鉱井水を優先使用し、選炭排水の循環利用を強化する。鉄鋼、紡織捺染、製紙、石油石化、化工、皮革等、大量水使用の企業の排水の高度処理と再利用を奨励する。	発展改革委、工業信息化部	水利部、能源局
	②再生水利用の	水不足や水質汚染の深刻な都市を重点に、再生水利用施設を整備し、工業生産、都市	住宅・都	発展改革委、工業情報

	促進	緑化、道路清掃、車輛洗浄、建築施工、生態景観水等の用水は、優先して再生水を使用する。高速道路サービスエリアの汚水処理と利用を推進する。再生水使用の条件を備えながら十分に利用していない鉄鋼、火力発電、化工、パルプ製造製紙、捺染などのプロジェクトはその取水の新規増加を認可しない。2018年から、単体の建設面積が2万平方メートルを超える新規公共建築物、北京市2万平方メートル、天津市5万平方メートル、河北省10万平方メートル以上の新規の保障性集合住宅は、中水設備を設置しなければならない。その他新規住宅も積極的に中水設備の設置を促進する。2020年までに、水不足都市の再生水利用は20%以上、北京・天津・河北地域は30%以上を達成する。	市農村建設部	化部、環境保護部、交通運輸部、水利部等
	③海水利用の促進	沿海地区の電力、化工、石化等の産業においては、海水を直接利用して循環冷却等の工業用水とする。条件のある都市は、海水を淡水化して生活用水の補充水源とすることを加速する。	発展改革委	工業信息化部、住宅・都市農村建設部、水利部、海洋局等

3 水資源の節約と保護の重視

(8) 用水総量抑制	①最も厳格な水資源管理の実施	取水用水総量規制指標体系を整備する。関連計画とプロジェクト建設の水資源論証活動を強化し、国民経済と社会発展計画および都市総合建設計画の編制、重大建設プロジェクトの配置においては、地元の水資源条件と洪水対策の要求を十分に考慮しなければならない。取水用水総量が規制指標にすでに達したか超過した地区に対しては、その建設プロジェクトの取水許可の新規増加分の審査認可を暫時停止する。取水許可管理の対象となる事業所とその他用水大口使用者については用水の計画管理を行う。新設、改造、拡張プロジェクトの用水は業種の先進レベルを達成し、節水施設は主体工事と同時に設計・施工・稼働させなければならない。重点モニタリング用水事業者の名簿を確立する。2020年、全国の用水総量を6700 m ³ 以内に抑制する。	水利部	発展改革委、工業信息化部、住宅・都市農村建設部、農業部等
	②地下水汲み上げ超過の厳格な抑制	地面の沈降、地面の亀裂、崖崩れ等地質災害が発生しやすい地区の地下水の開発利用は、地質災害危険性評価を行わなければならない。深層承压水の採掘を厳格に抑制し、地熱水、鉱泉水の開発は取水許可と採掘許可を厳格に実施する。法律に基づき鉱井の建設管理を規範化し、既存の鉱井を洗い出して登録し、未認可および公共供水管網の対象範囲内の自家用井戸は一律に閉鎖する。地面沈降地区、海水浸水区等の地域の地下水の汲み上げ策を編制する。華北の地下水超過汲み上げ区の総合対策を展開し、超過汲み上	水利部、国土資源部	発展改革委、工業信息化部、財政部、住宅・都市農村建設部、農業部等

		げ区では工業農業生産とサービス業が新規に地下水を取水することを禁止する。北京・天津・河北区域の土地整備、農業開発、貧困対策等の農業インフラプロジェクト実施について井戸掘削を条件としてはならない。2017 年末までに、地下水汲み上げ禁止区、汲み上げ制限区と地面沈降規制区の範囲の画定活動を完成し、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタは1年繰上達成する。		
(9) 用水効率の向上	①節水目標任務達成状況を地方政府の成績考課に入れる	GDP 当たり水消費指標等用水効率評価体系を確立し、節水目標任務の完成状況を地方政府の業績考課に組み込む。再生水、雨水、微アルカリ水等の水源を非常軌水源を水資源統一配置に組み込む。2020 年に全国の GDP 当たり用水量、工業付加価値当たり用水量はそれぞれ 2013 年比 35%減、30%減以上とする。	水利部	発展改革委、工業信息化部、住宅・都市農村建設部等
	②工業節水を適切に行う	国の奨励・淘汰する用水技術、プロセス、製品、設備目録を制定し、水大量消費産業の取水用水定額基準を整備する。節水診断、水のバランステスト、用水効率評価を展開し、用水定額管理を厳格にする。2020 年までに、電力、鋼鉄、紡織、製紙、石油石化、化工、食品発酵等水大量消費産業が先進的定額基準を達成することとする。	工業信息化部、水利部	発展改革委、住宅・都市農村建設部、質検総局等
	③都市節水の強化	節水基準に合致しない製品、設備の生産・販売を禁止する。公共建築物は節水器具を採用し、節水基準を満たさないノズル、便器等の生活用水器具は期限を設けて淘汰する。家庭での節水器具の使用を奨励する。50 年を超えた、また材質の劣った供水管網は更新改造を行い、2017 年までに全国供水管網の無効率を 12%以内に、2020 年までに 10%以内に抑える。低影響開発モデルを積極的に推進し、滞・滲・蓄・用・排を組み合わせた雨水収集利用施設を建設する。新設市街地の硬質地面のうち浸透面積を 40%以上とする。2020 年までに地級以上の水不足都市はすべて国の節水型都市基準を達成し、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ等の地域は1年繰り上げ達成する。	住宅・都市農村建設部	発展改革委、工業信息化部、水利部、質検総局等
	④農業節水の発展	用水路の漏水防止、パイプラインによる通水、スプリンクラー、微量灌漑等の節水灌漑技術を普及し、灌漑用水の計量施設を整備する。東北、西北、黄河淮河海河等の地域において、大規模高効率節水灌漑を推進し、農作物の節水・耐乾技術を普及する。2020 年までに、大型灌漑区、重点中型灌漑区の付帯・節水改造任務を基本的に完成し、全国節水灌漑工程面積は約 7 億ムー、農地灌漑水有効利用係数は 0.55 以上を達成する。	水利部、農業部	発展改革委、財政部等
(10) 水資源の科学的保護	①水資源保護考課評価システム	水機能区監督管理を強化し、水域の汚染受容能力を厳しく査定する。	水利部	発展改革委、環境保護部

	の整備			
	②河川湖沼ダムの水量融通管理の強化	水量融通策を整備する。水門・堰の連合調整、生態水補給等の措置を採用し、水門・堰での放出量と放流時間を合理的に手配し、河川湖沼の基本的生態用水ニーズを維持し、渇水期の生態基本水流を重点的に保障する。水利工事の建設を強化し、規制のための水利工事の水質改善における役割を發揮させる。	水利部	環境保護部
	③生態流量の科学的確定	黄河、淮河等流域に試験拠点を設け、期間・段階を分けて生態流量（水位）を確定し、流域水量調節の重要な参考とする。	水利部	環境保護部

4 科学技術によるサポートの強化

(11) モデル・適用技術の普及		<p>技術成果の普及応用を加速：重点は、飲用水の浄化、節水、水質汚染対策・循環利用、都市雨水収集利用、再生水安全回収再利用、水生態修復、畜産養殖汚染対策等の実用技術。</p> <p>環境保護技術評価体系の整備：国の環境保護科技成果の共有プラットフォーム建設を強化し、技術成果の共有と応用を推進。</p> <p>企業に技術創新の主體的役割を發揮させ、水処理重点企業と研究機関・大学等が産学研創新戦略連盟を組織することを推進し、汚染源抑制・排出削減とクリーン生産先進技術のモデルを普及する。</p>	科技部	<p>發展改革委、工業信息化部、環境保護部、住宅・都市農村建設部、水利部、農業部、海洋局等</p>
(12) 先端技術の研究開発・攻略		<p>科学技術リソースを組み合わせ、国の関連科技計画（専門事業・基金）等を通じて、重点産業の排水高度処理、生活排水の低コスト高基準処理、海水淡水化と工業高濃度塩排水の脱塩、飲用水微量有毒汚染物処理、地下水汚染修復、危険化学品事故と水面油分溢流応急処置等の技術の研究開発を加速する。有機物と重金属等の水環境基準、水質汚染の人の健康に対する影響、新型汚染物質のリスク評価、水環境損害評価、高品質再生水補充による飲用水源等の研究を展開する。水生態保護、農業面源汚染対策、水環境モニタリング警報システム、水処理プロセス技術設備等の分野での国際交流合作を強化する。</p>	科技部	<p>發展改革委、工業信息化部、国土資源部、環境保護部、住宅・都市農村建設部、水利部、農業部、衛生計画生育委等</p>
(13) 環境保護産業の大々的發展	①環保産業市場の規範化	<p>環境保護市場への参入、経営行為に関する法規・規章・規定を全面的に整理し、全国统一市場の形成と公平な競争を阻む規定や方法を廢止する。環境保護工程の設計・建設・運営等の入札応札管理方法と技術標準を健全にする。先進的で実用的な節水、汚染対策、修復技術と設備の産業化を推進する。</p>	發展改革委	<p>科技部、工業信息化部、財政部、環境保護部、住宅・都市農村建設部、水利部、</p>

				海洋局等
	②環境サービスの発展の加速	管理監督部門、汚染排出企業、環境保護サービス企業の責任と義務を明確にし、リスク分担・履行保障等のメカニズムを整備する。システム設計、設備プラント、工事施工、試運転稼働、メンテナンス管理を含む環境保護サービス総請負モデル、政府と社会資本の合作モデル等の発展を奨励する。汚水、ごみ処理、工業園区を重点に、環境汚染の第三者処理を推進する。	发展改革委、財政部	科技部、工業信息化部、環境保護部、住宅・都市農村建設部等

5 市場メカニズムの役割を十分に発揮

(14) 価格・税・費用の合理化	①水道料金改革の加速	県級以上の都市は2015年末までに住民の通増制水道料金制度を全面的に実施し、条件のある行政鎮も積極的に推進する。2020年末までに非住民用水の定額超過、計画超過分の累進料金負荷制度を全面的に実施する。農業用水料金の総合改革を推進に力を入れる。	发展改革委	財政部、住宅・都市農村建設部、水利部、農業部
	②料金徴収政策の整備	都市下水処理費、汚染排出費、水資源費の徴収管理方法を改訂し、徴収基準を合理的に引き上げ、徴収漏れのないようにする。都市汚水処理費徴収基準は汚水処理と汚泥処理処置のコストを下回ってはならない。地下水水資源費の徴収基準は地表水を上回らなければならない。汲み上げ超過地区の地下水水資源費徴収基準は非超過地区を上回らなければならない。	发展改革委、財政部	環境保護部、住宅・都市農村建設部、水利部等
	③税制政策の健全化	環境保護、省エネ・節水、資源総合利用等の面の税収優遇政策を方に基づいて徹底する。国内企業が、国が発展を支持する大型環境保護設備を生産するために輸入を必要とする核心部品や原材料に対しては関税を免除する。環境保護税の立法、資源税の税費改革等の推進を加速する。エネルギー高消費、高汚染製品の一部を消費税の徴税対象とすることを検討する。	財政部、税務総局	发展改革委、工業・信息化部、商務部、税関総署、質検総局等
(15) 融資多元化の促進	①社会資本の投資を誘導	融資担保基金の設立を積極的に促進し、環境保護設備の融資リース業務の発展を推進する。株式、プロジェクト収益権、特許経営権、汚染排出権等を担保とする融資を普及させる。環境績效契約サービスや開発経営収益授与等の方式を採用し、社会資本が水環境保護投資を増大させることを奨励する。	人民銀行、发展改革委、財政部	環境保護部、住宅・都市農村建設部、銀行監督管理委員会、証券監督管理委員会、保険監督管理委員会等
	②政府資金投入	中央財政は中央所管の水環境保護プロジェクトへの支援度を高め、中央と地方の共同	財政部	发展改革委、環境保

	の増加	所管の水環境保護プロジェクトについては適切に案分し、発展途上地域と重点地区に傾斜する。専用移転交付等の方式の採用を検討し、「以奨代補」を実施する。地方各級政府は汚水処理、汚泥処理処置、河川整備、飲用水水源保護、畜産養殖汚染防止、水生態修復、汚染の緊急浄化等のプロジェクトと活動を重点的に支援する。環境監督管理能力建設と運営費用については政府のレベルごとに保障しなければならない。		護部等
(16) 奨励メカニズムの確立	①節水環保「トップランナー」制度の設立	省エネ・排出削減先進企業、工業集積区用水効率、汚染排出度等をさらに高基準に引き上げることを奨励し、クリーン生産・節水、汚染対策等のモデル展開を支援する。	発展改革委	工業信息化部、財政部、環境保護部、住宅・都市農村建設部、水利部等
	②グリーン融資の推進	政策性銀行等金融機関の水環境保護における役割を積極的に発揮させ、循環経済、汚水処理、水資源節約、水生態保護、クリーン・再生可能エネルギー利用等の分野を重点的に支援する。環境違法企業への融資を厳格に規制する。環境信用システムの建設を強化し、信用を守る企業は発展し信用を守らない企業は懲戒されるメカニズムを構築し、環境保護、銀行、証券、保険等の連携を強化する。2017年未までに企業環境信用評価システムをレベル毎に確立する。重金属、石油化工、危険化学品輸送等の環境リスクの高い業種の環境汚染責任保険加入を奨励する。	人民銀行	工業信息化部、環境保護部、水利部、銀行監督管理委員会、証券監督管理委員会、保険監督管理委員会等
	③境界を跨ぐ水環境補償の実施	地域間の資金補助、カップリング援助、産業移転等の方式を模索し、境界を超えた水環境補償メカニズムを確立し、補償の実験を行う。汚染排出権の有償使用と取引の実験を深化する。	財政部	発展改革委、環境保護部、水利部等

6 環境における法律執行・監督管理の厳格化

(17) 法規・基準の整備	①法律法規の健全化	水質汚染防止、海洋環境保護、汚染排出許可、化学品環境管理等の法律法規の改訂の速度を加速し、環境の質の目標管理、環境機能区画、節水・循環利用、飲用水源保護、汚染責任保険、水機能区監督管理、地下水管理、環境モニタリング、生態流量保障、船舶・陸源汚染防止等の法律法規の制定を検討する。各地方は実情に合わせ、地方の水質汚染防止法規の起草を検討する。	法制辦公室	発展改革委、工業信息化部、国土資源部、環境保護部、住宅・都市農村建設部、交通運輸部、水利部、農業部、衛生計画生育委員会、保険監督管理委員会、海洋局
---------------	-----------	--	-------	---

				等
	②標準体系の整備	地下水、地表水、海洋等の環境の質の標準、都市下水処理、汚泥処理処置、農地からの排水等の汚染物質排出基準を制定・改訂する。重点業種の水質汚染物質の特別排出制限値、汚染防止技術政策とクリーン生産評価指標システムを健全化する。各地方は、国の基準よりも厳しい地方の水質汚染物質排出基準を定めることができる。	環境保護部	発展改革委、工業和信息化部、国土資源部、住宅・都市農村建設部、水利部、農業部、質検総局等
(18) 法の執行力の強化	①すべての汚染排出者は法に基づき、全面的に、基準を達成した上で排出すること	工業企業の汚染排出状況を逐一洗い出し、基準達成企業は基準達成の安定を確保させる。基準超過または総量超過の企業は「イエローカード」の警告を行い、一律に生産制限または生産停止して改善させる。改善しても基準達成できず、かつ状況が深刻な企業については「レッドカード」として処罰を行い、一律に営業停止・閉鎖とする。2016年より、環境保護「イエローカード」「レッドカード」企業名簿を定期的に公表する。定期的に汚染排出企業の排出の基準達成状況をサンプル調査し、結果は社会に公表する。	環境保護部	
	②環境監督法執行メカニズムを整備	国の「督查」、省の「巡査」、地区・市の「検査」という環境監督法執行メカニズムを整備し、環境保護、公安、監察等の部門と単位（事業者）の連携を強化し、行政の法執行と刑事司法の協調協力メカニズムを健全にし、事件の移送、受理、立件、通報等の規定を整備する。地方政府と関連部門の環境活動に対する監督を強化し、国の環境監察専門員制度の設置を検討する。	環境保護部	工業信息化部、公安部、中央編制辦公室等
	③環境違法行為を厳しく取り締まる	勝手に私設した管渠や滲出井戸、滲出坑、洞窟を利用した有毒有害汚染排水や病原体を含む汚水の排出・垂れ流し、モニタリングデータの偽造・ごまかし、水質汚染処理設備の不正常な使用、水質汚染物質処理設備の認可を得ない撤去・不使用等の環境違法行為に対し重点的に打撃を与える。生態に損害を与えた責任者は厳しく賠償制度を適用する。建設プロジェクトの環境アセスメントにおける越権審査認可、未認可にかかわらず建設開始、審査手続き中の建設施工、長期間の試運転をしながら検査しないなどの違法行為を厳しく捜査する。犯罪に相当するものはその刑事責任を追及する。	環境保護部	公安部、住宅・都市農村建設部等
(19) 監督管理水準の向上	①流域連携協力メカニズムの整備	部門、区域、流域、海域に跨る水環境保護協議調整メカニズムを設立し、環境保護区域査察派出機関と流域水資源保護機関の役割を発揮し、陸海統一の生態システム保護修復メカニズムの確立を模索する。流域上流下流の各級政府、各部門の間で協調協力、定	環境保護部	交通運輸部、水利部、農業部、海洋局等

		期会合を強化し、連合モニタリング、連合法執行、緊急連携、情報共有を行う。北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ等の地域は2015年末までに水質汚染防止連携協力メカニズムを確立する。すべての汚染物質排出を厳しく監督管理する水環境保護管理制度を確立する。		
	②水環境モニタリングネットワークの整備	モニタリング断面（点位）の設置を統一して計画する。飲用水水源水質の全指標モニタリング、水生生物モニタリング、地下水環境モニタリング、化学物質モニタリングと環境リスク防止抑制技術サポート能力を向上する。2017年末までに、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ等の区域・海域に統一の水環境モニタリングネットワークを建設する。	環境保護部	発展改革委、国土資源部、住宅・都市農村建設部、交通運輸部、水利部、農業部、海洋局等
	③環境監督能力の向上	環境モニタリング、環境監察、環境事故対応等の専門技術研修を強化し、法執行、モニタリング等の人員が証明書を携行して職務に当たる制度を徹底し、現場での環境法執行能力を強化し、条件のある郷鎮（街道）と工業園區は必要な環境監督管理者を配備する。各市、県は2016年より環境監督管理のネットワーク化管理を実施する。	環境保護部	

7 水環境管理を確実に強化

(20) 環境の質の目標管理を強化	①各種水体の水質保護目標を明確にし、基準達成状況を一つ一つ洗い出す	水質目標の要求に達しない地区は、達成のための案を制定し、汚染対策任務を各水域内の汚染物質排出事業所に一つ一つ当て嵌め、汚染防止措置と期限を明確にし、案を上級の人民政府に届け出て、2016年から定期的に社会に公表する。水質が基準に達しない地区はそのための看板を掲げて監督し、必要に応じて区域認可制限等の措置を採る	環境保護部	水利部等
(21) 汚染物質排出総量抑制の厳格化	①汚染物質統計モニタリングシステムを整備	工業、都市生活、農業、移動発生源等各種汚染源を調査範囲に入れる。水環境の質に突出して影響のある総窒素、総リン、重金属などの汚染物質を選択して、流域、区域の汚染物質排出総量規制拘束性指標システムに入れることを研究する。	環境保護部	発展改革委、工業信息化部、住宅都市農村建設部、水利部、農業部等
(22) 環境リスク抑制の厳格化	①環境リスクを防止	河川湖沼ダム沿岸の工業企業、工業集積区の環境・健康リスクを定期的に評価し、防止措置を徹底する。既存の化学物質の環境・健康リスクを評価し、2017年末までに優先して規制する化学品リストを公表し、高リスク化学品の生産・使用に対して厳しく規制し、徐々に淘汰・代替させる。	環境保護部	工業信息化部、衛生計画生育委、安全監督管理総局等
	②突発的な水環	地方各級人民政府は、水質汚染事故処置応急対策案を制定・整備し、責任主体を徹底	環境保護部	住宅都市農村建設

	境汚染事件を適切に処理	し、警報・予報と適合する手順、応急処置と保障措置等の内容を明確にし、法に基づきタイムリーに警報情報を公表する。	部	部 水利部 農業部、衛生計画生育委等
(23) 汚染排出許可の全面的実施	①汚染排出許可証を法に基づき審査発給	2015 年末までに、国の規制する重点汚染源および汚染排出権有償使用・取引の実験地区における汚染源排出許可証の審査発給活動を完了し、その他汚染源については2017 年末までに完了する。	環境保護部	
	②許可証管理の強化	水質改善、環境リスク防止を目標に、汚染物質排出の種類、濃度、総量、排出先等を許可証管理の対象とする。許可証がない、または許可証に定められていることに基づかない汚染排出を禁止する。海上での汚染排出監督管理を強化し、会場汚染排出許可証制度の確立を研究する。2017 年末までに、全国汚染物質排出許可証管理情報プラットフォームの建設を完了する。	環境保護部	海洋局

8 水生態環境安全を全力で保障

(24) 飲用水水源安全の保障	①水源から蛇口までの全過程で飲用水の安全を監督管理	地方各級人民政府と供水事業者は、本行政区域内の飲用水水源、浄水場からの出水、ユーザーの蛇口の水質等飲用水安全状況を定期的に監測、検査、評価し、地级以上の都市は 2016 年から毎四半期、社会に公表しなければならない。2018 年からは、すべての県级以上の都市は飲用水の安全状況の情報を社会に公表しなければならない。	環境保護部	発展改革委、財政部、住宅都市農村建設部、水利部、衛生計画生育委等
	②飲用水水源の環境保護を強化	飲用水水源の規範化建設を実施し、法に基づいて飲用水水源保護区内の違法建築と汚染排出口を一掃する。単一の水源で供水している地级以上の都市は 2020 年までに基本的に呼び水源または応急水源の建設を完了し、条件のある地方は適宜前倒しで完了する。農村飲用水水源保護と水質検査を強化する。	環境保護部	発展改革委、財政部、住宅都市農村建設部、水利部、衛生計画生育委等
	③地下水汚染の防止	集中式地下水型飲用水水源補給区等の区域環境状況を定期的に調査評価する。石化生産貯蔵販売企業と工業園区、鉱山採掘区、ごみ埋立場等の区域は必要な浸透防止処理を行わなければならない。ガソリンスタンドの地下タンクは 2017 年末までにすべて二層タンクに更新するかまたは浸透防止槽設置を完了する。廃棄された坑井、掘削坑、取水井戸は封鎖して埋め戻す。北京天津河北等の区域内においては環境リスクが大きく、公衆の健康に深刻な影響を及ぼす地下水汚染場地のリストを公表し、修復のモデル事業を実施する。	環境保護部	財政部、国土資源部、住宅都市農村建設部、水利部、商務部等
(25) 重点流域汚染防止の	①7 大重点流域の水質汚染防止	流域水生態環境機能区のカテゴリ管理システムの確立を研究する。COD、アンモニア態窒素、総リン、重金属およびその他人体の健康に影響を及ぼす汚染物質に対して、専門	環境保護部	発展改革委、工業和信息化部、財政部、住

<p>深化</p>	<p>計画を策定実施</p>	<p>の措置を採り、取り締まりの力を強化する。富栄養化湖沼ダムに流入する河川は、総窒素排出規制を行わなければならない。2020年までに、長江、珠江の総合水質は優良を達成、松花江、黄河、淮河、遼河は軽度汚染達成を基礎に一層改善されるよう、海河の汚染はその度合いが緩和することをめざす。三峡ダム区の水質は良好を保持し、南水北調・灤河の天津への引水等の水利工事の水質安全を確保する。太湖、巢湖、滇池の府営強化レベルを若干の好転に持ち込む。白洋淀（河北）、烏梁素海（内蒙古）、呼倫湖（内蒙古）、艾比湖（新疆）等の湖沼の汚染程度を軽減する。環境容量が小さく、生態環境が脆弱で、環境リスクの高い地区は、水質汚染物質の特別排出規制値を実施しなければならない。各地方は、水質環境改善の必要に基づき、特別排出規制値の実施範囲を拡大することができる。</p>		<p>宅都市農村建設部、水利部等</p>
	<p>②水質の良い水の保護を強化</p>	<p>河川源流や現状水質がⅢ類以上の河川湖沼ダムに対して、生態環境安全評価を実施し、生態環境保護対策案を制定実施する。東江、灤河、千島湖、南四湖等流域は、2017年末までに完了する。浙江・福建の河川、西南諸河、西北諸河および国境を跨ぐ水資源の水質の安定を維持する。</p>	<p>環境保護部</p>	<p>外交部、発展改革委、財政部、水利部、林業局等</p>
<p>(26) 近海環境の保護強化</p>	<p>①近海汚染防止策の実施</p>	<p>黄河河口、長江河口、閩江河口、珠江河口、遼東湾、渤海湾、膠州湾、杭州湾、北部湾等の河口海湾の汚染を重点的に取り締まる。沿海の地級以上の都市で、総窒素の排出規制を実施する。重点海域汚染排出総量規制制度の確立を研究する。海に流入する排出口の設置を規範化し、2017年末までに、違法または設置が不適切な海への排出口を全面整理する。2020年までに、沿海省区市から海に流入する河川では基本的に劣Ⅴ類の水をなくす。海に関するプロジェクトの参入の閾値を高める。</p>	<p>環境保護部、海洋局</p>	<p>発展改革委、工業信息化部、財政部、住宅都市農村建設部、交通運輸部、農業部等</p>
	<p>②エコで健康な養殖の推進</p>	<p>重点河川湖沼と近海に養殖制限区を画定する。水産養殖池、近海養殖網箱の標準化改造を実施し、条件のある漁業企業は海洋オフショア養殖や集約化養殖を奨励する。人工配合飼料の普及を積極的に普及し、冷凍雑魚の飼料使用を徐々に減らす。養殖投入品管理を強化し、抗生物質等の化学薬品の使用を法に基づき規範化、制限し、専門活動により取り締まる。2015年までに、海水養殖面積を220万ヘクタール前後に抑える。</p>	<p>農業部</p>	
	<p>③環境ホルモン等化学品汚染を厳しく抑制</p>	<p>2017年末までに、ホルモン類化学品の生産使用状況調査を完了し、水源地、農産品播種区および水産品集中養殖区のリスクを監督評価し、ホルモン類化学品の淘汰、規制、代替等の措置を実施する。</p>	<p>環境保護部</p>	<p>工業信息化部、農業部等</p>

<p>(27) 都市「黒臭（嫌気発酵して黒い）」水の改造</p>		<p>汚染源規制による汚水遮断、ごみ処理、底泥浚渫、生態修復等の措置を採り、黒臭水体の防止力を高め、半年ごとに社会に対策状況を公表する。地级以上の都市の市街地においては、2015 年末までに水体の洗い出しを行い、黒臭水体の名称、責任者、基準達成期限を公表する。2017 年末までに、河川表面を大面積に覆う浮遊物をなくし、河岸にごみがないようにし、違法な排出口がないようにする。2020 年までに黒臭水体の防止目標を完了する。直轄市、省都、計画単列都市の市街地は、2017 年末までに基本的に黒臭水体をなくす。</p>	<p>住宅都市 農村建設 部</p>	<p>環境保護部、水利部、農業部等</p>
<p>(28) 水と湿地生態システムの保護</p>	<p>①河川湖沼の水の生態保護を強化、生態保護レッドラインを科学的に策定</p>	<p>自然湿地等水源涵養空間の占拠を禁止し、すでに占拠しているものについては期限を定めてもとに戻す。水源涵養林の建設と保護を強化し、湿地保護と修復を実施し、耕作をやめて森林や草地、湿地に戻す度合いを強める。河川湖沼の岸や浜地帯の生態建設を強化し、河道両側に植被緩衝帯と隔離帯を建設する。水生野生動物植物類自然保護区や水産種資源保護区の保護を強化し、希少・絶滅危機水生生物と、重要水産種資源の現地または移転先での保護を展開し、水生生物の多様性を向上させる。2017 年末までに、7 大重点流域の水生生物多様性保護対策案を制定実施する。</p>	<p>環境保護 部、林業 部</p>	<p>財政部、国土資源部、住宅都市農村建設部、水利部、農業部等</p>
	<p>②海洋生態を保護</p>	<p>マングローブ林、サンゴ礁、海藻ベッド等の海浜湿地、河口、海湾の典型的生態システムや産卵場、餌場、越冬場所、回遊通路等の重要な漁業水域の保護を強め、増殖放流を実施し、人工漁礁を建設する。海洋生態補償及び賠償等の研究を展開し、海洋生態修復を実施する。海の埋立の管理計画を真剣に執行し、埋立の管理と監督を厳格にし、重点海湾、海洋自然保護区の中核エリアや緩衝エリア、海洋特別保護区の重点保護区と保留区、重点河口区域、重要海浜湿地エリア、重要砂質岸および砂源保護海域、特殊保護海島および重要漁業海域においては埋立を禁止し、生態脆弱敏感区、自浄能力が劣る海域では埋立を厳しく制限する。違法な埋立行為を厳しく取り締まり、関係者の責任を追及する。自然海岸線保護を沿海地方政府の成績考課に組み入れる。2020 年までに、全国の自然岸線の保有率が 35%を下回らないようにする（海島岸線を除く）。</p>	<p>環境保護 部、海洋 局</p>	<p>発展改革委、財政部、農業部、林業局等</p>

9 各方面の責任の明確化と徹底

<p>(29) 地方政府の水環境保護責任の強化</p>	<p>地方政府の水環境保護責任を強化</p>	<p>各級地方人民政府は本行動計画を実施する主体であり、2015 年末までにそれぞれ水質汚染対策活動案を制定・公布し、年ごとに流域、区域、業種ごとの重点任务と年度目標を画定しなければならない。政策措置を不断に整備し、資金投入を拡大し、都市農村</p>	<p>環境保護 部</p>	<p>発展改革委、財政部、住宅都市農村建設部、水利部等</p>
-----------------------------	------------------------	---	-------------------	---------------------------------

		水汚染対策を総合的に行い、管理監督を強化し、各任務の全面完了を確保する。各省区市の活動案は国務院に届け出る。		
(30) 部門協 調連携の強化		全国水質汚染対策活動協調メカニズムを確立し、定期的に重大問題の解決について研究する。各関連部門は誠実に職責分業に基づき、水質汚染対策関連活動を着実に適切に行う。環境保護部は統一指導、協調と監督を強化し、活動の進捗状況は適時に国務院に報告する。	環境保護部	発展改革委、科技部、工業信息化部、財政部、住宅都市農村建設部、水利部、農業部、海洋局等
(31) 汚染排出者の主体責任を徹底		各種汚染排出事業者は環境保護法律法規・制度を厳格に執行し、汚染対策施設の建設と運営管理を強化し、自らモニタリングを行い、汚染対策と排出削減、環境リスクの防止等の責任を徹底する。中央企業と国有企業は率先して徹底し、工業集積区内の企業は環保自律メカニズムの確立を検討する。	環境保護部	国資委
(32) 目標任務の考課の厳格化		国務院と各省市区の人民政府は水質汚染防止目標責任書を締結し、目標任務を分解して割り当て、「一つの現場に二つの責任」を着実に徹底する。毎年、流域、区域、海域ごとに行動計画の実施状況について審査を行い、その結果を社会に公表し、かつ、指導チームと指導幹部の総合考課評価の重要な根拠としなければならない。	環境保護部	中央組織部
		審査結果は水質汚染防止関連資金分配の参考根拠とする。	財政部、 発展改革委	環境保護部
		年度考課を通らなかったものは、省級人民政府とその関係部門の責任者と面談し、改革意見を提出し、督促する。関連地区と企業が実施する建設プロジェクトは環境アセスメントの認可をしない。活動不足や職務上の空席等により有効に水質環境汚染事件に対応できないもの、データへの干渉や偽造、年度目標任務が完了しないものについては、法と規律に基づき、関連単位と人員の責任を追及する。生態環境を顧みない政策決定により水質環境悪化を引き起こした場合は、深刻な結果を招いた指導幹部は、事件として記録し、情状の軽重を見ながら、組織的処理または党紀・行政処分を与え、すでに離任しているものも終身その責任を追及する。	環境保護部	監察部
10 公衆の参与と社会の監視強化				
(33) 法に基		水質環境の質および基準達成状況等の要素を総合的に考慮し、国は、最悪・最良 10	環境保護	発展改革委、住宅都

<p>づき環境情報を公開</p>		<p>都市ランキングと、各省区市の水質環境状況を毎年公表する。水質環境が劣る都市で、改善後もまだ要求を満たさないものについては、その環境保護模範都市、生態文明建設モデル区、節水型都市、園林都市、衛生都市等の称号を取消し、社会に公表する。</p>	<p>部</p>	<p>市農村建設部、水利部、衛生計画生育委、海洋局等</p>
		<p>各省区市人民政府は、本行政区域内の各地級市（州、盟）の水環境の質の状況を定期的に公表しなければならない。国が定めた重点汚染排出単位は法に基づきその発生する主要汚染物質の名称、排出方式、排出濃度と総量、基準超過排出状況および汚染対策設備の建設と運営状況を社会に公開し、主体的に監督を受けなければならない。工業集積区の環境友好指数、重点業種汚染物質排出強度、都市環境友好指数等の情報を研究し公表する。</p>	<p>環境保護部</p>	<p>発展改革委、工業信息化部等</p>
<p>(34) 社会の監視強化</p>		<p>公衆、社会組織のために水質汚染防止法規研修やコンサルティングを提供し、重要環境保護法執行活動や重大水質汚染事件の調査の全過程に参加させる。環境違法典型事件を公開暴露する。通報制度を整備し、「12369」環境保護通報ホットラインとネットワークプラットフォームの作用を十分に発揮させる。公衆が訴える環境問題を期限を定めて処理し、調査して事実であれば、通報者に奨励を与えてよい。公開公聴、ネットワークによる意見収集等の形態により、重大政策や建設プロジェクトに対する公衆の意見を十分に聴取する。環境公益訴訟を積極的に推進する。</p>	<p>環境保護部</p>	
<p>(35) 全国民による行動を構築</p>		<p>「節水ときれいな水は一人一人に責任がある」という行為準則を樹立する。宣伝教育を強化し、水資源、水環境保護と水の知識を国民教育体系に組み入れ、公衆の経済社会发展と環境保護客観的規律に対する認識を高める。全国小中学校を節水教育、水土保持教育、環境教育等の社会实践基地とし、環境保護社会实践活動を展開する。民間環保機関、ボランティアの活動展開を支持する。グリーン消費の新風潮を唱導し、環境保護コミュニティ、学校、家庭等公衆の創建活動を展開し、節約用水を推進し、節水製品や環境ラベル製品の購入使用を奨励する。</p>	<p>環境保護部</p>	<p>教育部、住宅都市農村建設部、水利部等</p>

我が国は新型工業化、情報化、都市化と農業現代化の高成長段階にあり、水質汚染防止任務は重い。各地区、各関連部門は、経済社会发展と生態文明建設の関係を適切に処理し、「地方は地方に属する責任を履行し、部門は業界管理を強化する」という要求に基づき、法執行の主体と責任の主体を明確にし、各司の職を全うし、職務を遵守し、重点を突出し、総合的に対策を採り、実効性を追求し、「鉄を握れば痕を残し、石を踏めば印を残す」（目標を達成するまでとどまることなく、徹底して行う）精神を以て、法律法規に基づき着実に実施し、全国水環境対策と保護目標の期日どおりの実現を確保し、「二つの100年」奮闘目標

と中華民族の偉大な復興と中国の夢実現のために貢献しよう。